

## 公立大学法人大阪教職員兼業要項

### (目的)

第1条 この要項は、公立大学法人大阪教職員兼業規程（以下「規程」という。）に基づき、公立大学法人大阪の教職員の兼業に関して必要な事項を定めるものとする。

### (自営兼業に係る定義)

第2条 この要項において、規程第2条第1号に定める自営兼業について、次のいずれかに該当するときは、自営に当たるものとして取り扱う。

① 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること

イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一部の部分が10室以上であること

ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること

エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること

オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること

② 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること

イ 駐車台数が10台以上であること

③ 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、賃貸料収入の合計額）が年額500万円以上である場合とする。（賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる将来一年間の収入予定額で判断する。収入予定額とは家賃収入等をいい、経費等を控除した後の額ではなく、賃貸する際等における一年間の総収入（賃貸予定の不動産等の家賃月額×室数×12月など）が500万円以上となる見込みであれば自営にあたるものとする。）

④ ①又は②に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合（不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、一戸建てアパート二室相当、土地一件又は駐車場一台をアパート一室相当として換算し、これらを合計して十室相当以上となるときは、この場合の自営にあたるものとする。）

### (自営兼業における承認の範囲)

第3条 自営兼業については、規程第3条に定める承認基準のほか、次に掲げる基準のいずれにも適合すると理事長が認めるときに、これを承認する。

(1) 不動産又は駐車場の賃貸を行う場合

① 教職員と申請に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと

② 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の管理業務を事

業者に委ねること等（親族による管理も含む。）により教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること

(2) 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業を行う場合

① 教職員と当該事業との間に特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと

② 教職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により、教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること

③ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること

#### **(役員等兼業に係る定義)**

第4条 この要項において、規程第2条第1項第2号に定める営利企業兼業のうち、営利企業の役員その他の職(以下「役員等」という。)を兼ねることを「役員等兼業」という。

2 前項において、「役員」とは、株式会社の場合においては、取締役、監査役のような業務の執行又は業務の監査について責任を有する地位にある者及びこれらの者と同等の権限又は支配力を有する地位にある者をいう。また、「その他の職」とは、顧問、参与、評議員、発起人、清算人等役員に準ずると認められる職をいう。

3 規定第2条第1項第2号の「営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体」には、商法に基づいて設立される合名会社、合資会社及び株式会社をはじめ、有限会社法に基づく有限会社、その他営利行為を業とする社団も含むものとする。

#### **(役員等兼業における承認の範囲)**

第5条 規程第3条に定める承認基準に加え、承認しうる役員等兼業は次に掲げる兼業とする。

(1) 教員が技術移転事業者（営利企業であって、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業（大学等技術移転促進法第5条第2項に規定する承認計画に係るものに限る。以下「承認事業」という。）を実施する者（以下「技術移転事業者」という。）の役員等（ただし、監査役を除く。以下、技術移転事業者の役員等に関して同じ。）を兼ねる場合（以下「技術移転兼業」という。）

i 技術移転兼業を行おうとする教員が、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な技術に関する研究成果又はその移転について、特許権、実用新案権等に関する法制度等についての知見を有していること。

ii 教員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として承認事業に係るものであること。

iii 教員が当該申請に係る技術移転事業者との間に、特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

(2) 教員が、営利企業であって、教員の研究成果を活用する事業（以下「研究成果活用事業」という。）を実施するもの（以下「研究成果活用企業」という。）の役員等（ただし、監査役

を除く。以下、研究成果活用企業に関して同じ。)を兼ねる場合(以下「研究成果活用兼業」という。)

i 研究成果活用兼業を行おうとする教員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果(特許権、実用新案権等として権利化されたもののほか、論文、学会発表等の形で発表されているものを含む。)を自らが発明、考案等(その帰属は問わない。)していること。

ii 教員が就こうとしている役員等としての職務内容が、主として研究成果活用事業に関するものであること。

iii 教員が就こうとする役員等としての職務内容に、法人に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務(研究成果活用事業に関係する業務を除く。)が含まれていないこと。

(3)教員が株式会社又は有限会社(以下「株式会社等」という。)の監査役等又は社外取締役を兼ねる場合(以下「監査役等兼業」という。)

i 監査役兼業を行おうとする教員が、当該申請に係る株式会社等における監査役又は社外取締役の職務に従事するために必要な知見を教員の職務に関連して有していること。

ii 教員が当該申請に係る株式会社等との間に、特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

iii 申請の申出に係る株式会社等の経営に、教員の親族が、次に掲げるような強い影響力を有していないこと。

イ 教員の親族(配偶者並びに3親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。)が所有している当該株式会社等の株式の数又は出資の額の合計が、当該株式会社等の発行済株式の総数又は出資の総額の4分の1を超える場合

ロ 教員の親族が、当該株式会社等の取締役の総数の2分の1を超えて当該取締役の職に就いている場合

ハ 教員の親族が、当該株式会社等の代表取締役会長又は代表取締役社長の職に就いている場合

#### **(役員等兼業以外の営利企業兼業における承認の範囲)**

第6条 規程第3条に定める承認基準に加え、承認しうる役員等兼業以外の営利企業兼業の範囲は、当該教職員の職務に密接な関連があり、法人の公共的・社会的役割を全うする上で必要と認められる職を兼ねる場合又は事業若しくは業務に従事する場合で、次に掲げる兼業をいう。

(1) 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業の営業に直接関与するものでない場合

(2) 法人が管理する特許(出願中のものを含む。)の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合

(3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で、従業員教育又は社会教育の一環として考えられる場合

- (4) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び研究開発をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (5) 公益性が強く、法令（条例を含む。）等で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
- (6) 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (7) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合
- (9) その他理事長が特に必要と認める場合

2 前項にかかわらず、大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合は原則として承認できない。

#### **（非営利企業兼業における承認の範囲）**

第7条 規程第3条に定める承認基準に加え、承認しうる非営利企業兼業の範囲は、次に掲げる兼業をいう。

- (1) 国及び地方公共団体（以下「国等」という。）の行政機関の職を兼ねる場合又は事業若しくは業務に従事する場合
  - ① 法令（条例を含む。）等の規定により、法人の職にある者が、国等の行政機関の職を兼ねることが認められている場合
  - ② 国等に設置されている審議会等の委員等の職を兼ねる場合又は当該審議会等の委員等とその性格が類似している諮問的又は調査的な委員会等における委員等の職を兼ねる場合
  - ③ ①及び②のほか、国等の事業又は業務に従事する場合で、必要性が高いと認められる場合
- (2) 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、その他公益法人（以下「独立行政法人等」という。）において、次の①から⑤の職を兼ねる場合又は事業若しくは業務に従事する場合
  - ① 独立行政法人等の規程等で、有識者又は学識経験者から意見聴取することを規定している委員会等の委員を兼ねる場合
  - ② 独立行政法人等で共同研究等を行うため、当該独立行政法人等の職を兼ねる場合
  - ③ 独立行政法人等が必要に応じて設置している職を兼ねる場合
  - ④ ①から③のほか、独立行政法人等の事業又は業務に従事する場合で、必要性が高いと認められる場合
  - ⑤ 教員が学校教育法に定める学校（専修学校を含む。）の非常勤講師の職を兼ねる場合
  - ⑥ 教員が国等、独立行政法人等及び学校においてもっぱら教育を担当し、又は教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。）に従事する者の職を兼ねる場合
- (3) 前2号のほか営利企業以外の事業の職を兼ねる場合又は事業若しくは業務に従事する場合で、特に公益性が高いと認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは原則として承認できない。

- ① 公益法人等の役員等職責が重大な職を兼ねる場合（ただし、当該教職員の職務に密接な関係があり、かつ、公益性が著しく高いと認められる場合を除く。）
- ② 学校、専修学校、各種学校の長を兼ねる場合
- ③ 図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- ④ 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体の理事長又はその他の役員の職を兼ねる場合
- ⑤ 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合
- ⑥ 国等及び独立行政法人等の常勤の職につく場合

#### **（特別な利害関係の定義）**

第8条 規程第3条第3号の「特別な利害関係」とは、物品購入契約、工事請負契約等の契約関係、検査、監査等の監督関係又は許可、認可等の権限行使の関係をいう。

2 役員等兼業における「特別な利害関係」には、前項のほか、審議会等の委員として、許可の申出に係る研究成果活用企業に対する許可、認可等の可否に直接影響力を有する審議に参画することを含むものとする。

#### **（承認する期間）**

第9条 規程第4条第1項の規定は、承認の更新を妨げるものではない。

#### **（承認手続）**

第10条 規程第6条第1項第1号の規定に関わらず、医学研究院に所属する教員については、通常の兼業として取扱い、理事長の承認を要する。

2 規程第6条第1項第2号に掲げる場合において、添付書類に当該事項に該当する旨の記載があるとき、医学研究院に所属する教員については、任意様式による届出を省略することができる。

#### **（報酬の額）**

第11条 兼業の対価として受領する報酬の額は、社会通念上合理的なものでなければならない。

### 附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。